

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務企画局人事部給与課】	10
○ 市長等の給与の特例に関する条例【総務企画局人事部給与課】	11
○ 北九州市特別会計条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	13
○ 北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例【財政局財務部財政課】	14
○ 北九州市市税事務所設置条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	15
○ 北九州市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例【保健福祉局総務部総務課】	16
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	17
○ 障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	19
○ 北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健医療部保健医療課】	21
○ 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健医療部保健医療課】	22
○ 北九州市子ども・子育て会議条例【子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課】	23
○ 北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例【環境局環境監視部環境保全課】	25
○ 北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例【建設局総務部管理課】	31
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	32
○ 北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例【病院局経営課】	36
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健医療部保険年金課】	37

## ◇ 規 則

- 北九州市障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 3 9
- 北九州市保健所及び保健センター条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健医療部保健医療課】 4 0
- 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健医療部保健医療課】 4 1
- 北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例施行規則を廃止する規則【財政局財務部財政課】 4 5
- 北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】 4 6
- 北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事企画課】 7 0

## ◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務企画局総務部文書課】 7 2

## ◇ 消 防 局

- 消防職員懲戒及び分限審査委員会規程等の一部を改正する訓令【消防局総務部総務課】 7 6

## ◇ 上 下 水 道 局

- 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 7 8
- 北九州市上下水道局長代理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 9 0
- 北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 9 1
- 北九州市上下水道局公印規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 9 4
- 北九州市上下水道局庁内管理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 9 6
- 北九州市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 9 7

○ 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	98
○ 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	99
○ 北九州市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	100
○ 北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	101
○ 北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	102
○ 北九州市上下水道局自動車管理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	105

#### ◇ 病 院 局

○ 北九州市病院局事務分掌規程及び北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	106
○ 北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【病院局経営課】	109

#### ◇ 教育委員会

○ 北九州市教育機関事務分掌規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】	110
○ 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	113
○ 北九州市教育委員会事務局部長以下事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	114

#### ◇ 人事委員会

○ 職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】	115
○ 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】	117

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

夜間特殊業務手当の支給を受ける職員に第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師を加えることにしました。

この条例は、平成25年5月7日から施行することにしました。

### ◇市長等の給与の特例に関する条例

1 市長、副市長並びに常勤の監査委員の平成25年4月から平成27年3月までの各月分の給料及び地域手当並びに平成25年6月期、同年12月期、平成26年6月期及び同年12月期の期末手当をそれぞれ10%減ずることにしました。

2 教育委員会教育長の平成25年4月から平成27年3月までの各月分の給料、管理職手当及び地域手当並びに平成25年6月期、同年12月期、平成26年6月期及び同年12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ10%減ずることにしました。

この条例は、平成25年3月29日から施行することにしました。

### ◇北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

国民宿舎特別会計を廃止することにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止することにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

北九州市西部市税事務所の位置を次のとおり変更することにしました。

新	旧
北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号	北九州市八幡西区筒井町15番1号

この条例は、平成25年5月7日から施行することにしました。

◇北九州市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

八幡西福祉事務所の位置を次のとおり変更することにしました。

新	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
旧	北九州市八幡西区筒井町15番1号

この条例は、平成25年5月7日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

初音保育所、とばた通勤寮並びに八千代工芸舎及びとばた工芸舎を廃止することにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

◇障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例、北九州市障害者自立支援法施行条例、北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び北九州市消防団員等公務災害補償条例において引用する障害者自立支援法の題名等を改めることにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について

北九州市八幡西保健センターの位置を次のとおり変更することにしました。

新	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
旧	北九州市八幡西区筒井町15番1号

この条例は、平成25年5月7日から施行することにしました。

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

診療所を次のとおり新設することにしました。

名 称	北九州市立第2夜間・休日急患センター
位 置	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

この条例は、平成25年5月7日から施行することにしました。

#### ◇北九州市子ども・子育て会議条例

北九州市子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例

環境影響評価法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、1又は2以上の事業実施想定区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならないことにしました。
- 2 計画段階配慮書の作成等に係る手続を定めることにしました。
- 3 事業者は、環境影響評価方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないことにしました。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、環境影響評価準備書に係る公聴会を開催することにしました。
- 5 市長は、事後調査計画書等を公表することにしました。

この条例は、平成25年10月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に伴い、次のとおり道路の占用料を徴収する物件を追加し、その占用料の額を定めることにしました。

占用物件	占用料	
	単位	金額
道路法施行令第7条第2号に掲げる 工作物	占用面積1平方 メートルにつき	2,300円
道路法施行令第7条第3号に掲げる 施設	1年	近傍類似の土地 の時価に0.0 25を乗じて得 た額

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 地区計画の変更に伴い、次の区域に関する規定を改めることにしました。
  - (1) 上葛原東地区地区整備計画区域
  - (2) 青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域
- 2 障害者自立支援法の一部改正に伴い、北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例において引用する同法の題名を改めることにしました。

この条例は、1については平成25年3月29日から、2については同年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例**

居宅における介護サービスに係る利用料金の額を定めることにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例**

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険料について、移行後5年を超え8年以内の世帯別平等割額を4分の3とする特例等を定めることにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則**

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、北九州市障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則において引用する障害者自立支援法の題名等を改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市保健所及び保健センター条例施行規則の一部を改正する規則**

北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正に伴い、使用料等の額の算定に係る規定を改めることにしました。

この規則は、平成25年3月29日から施行することにしました。

**◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 北九州市立夜間・休日急患センターで、平日及び土曜日の19時30分から23時30分まで並びに日曜日及び休日の9時から23時30分まで、眼科を診療することにしました。
- 2 北九州市立第2夜間・休日急患センターで、平日及び土曜日の19時30分から23時30分まで並びに日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の9時から23時30分まで、内科、外科及び整形外科を診療することにしました。

この規則は、1については平成25年4月1日から、2については同年5月7日から施行することにしました。

**◇北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例施行規則を廃止する規則**

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の廃止に伴い、北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例施行規則を廃止することにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則**

平成25年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 市民や企業が安心して生活し、活動できる安全・安心なまちづくりを推進するため、市民文化スポーツ局に安全・安心推進部を新設することにしました。
- 2 第2夜間・休日急患センターを開設するため、保健福祉局に第2夜間・休日急患センター準備室を新設することにしました。
- 3 雇用吸収力が高いサービス産業の振興を図るため、産業経済局にサービス産業政策課を新設することにしました。
- 4 北九州市新成長戦略を着実に推進するため、産業経済局に新成長戦略推進室を新設することにしました。
- 5 にぎわいを創出し、集客交流をより一層推進するため、産業経済局ににぎわい推進課を新設することにしました。
- 6 有害鳥獣による被害に対して、迅速かつ効果的に対応するため、産業経済局に鳥獣被害対策課を新設することにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

人事企画課の名称を人事課に改め、企画に関する事務を総務課へ移管することにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

### 北九州市条例第3号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の8の項中「又は夜間・休日急患センター」及び「（次号に掲げる職員を除く。）」を削り、「（2） 夜間・休日急患センター」を「（2） 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センター」に改め、同表の15の福祉業務手当の項中「、生活支援課」を削る。

#### 付 則

この条例は、平成25年5月7日から施行する。ただし、別表の8の項の改正規定（「又は夜間・休日急患センター」及び「（次号に掲げる職員を除く。）」を削る部分に限る。）及び同表の15の福祉業務手当の項の改正規定は、公布の日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第4号

市長等の給与の特例に関する条例

(市長等の給与の特例)

第1条 市長、副市長及び常勤の監査委員の平成25年4月1日から平成27年3月31日までの各月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第74号。以下「市長等給与条例」という。）第2条及び第4条の規定にかかわらず、市長等給与条例第2条の規定並びに市長等給与条例第4条において準用する北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。）第10条及び第14条の規定による給料及び地域手当の額から当該給料及び地域手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

2 平成25年6月1日、同年12月1日、平成26年6月1日及び同年12月1日を基準日（市長等給与条例第4条において準用する給与条例第24条第1項に規定する基準日をいう。）とする市長、副市長及び常勤の監査委員の期末手当の額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、同条において準用する給与条例第24条第2項の規定による期末手当の額から当該期末手当の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育委員会教育長の給与の特例)

第2条 教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の平成25年4月1日から平成27年3月31日までの各月分の給料、管理職手当及び地域手当の額については、北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和38年北九州市条例第75号。以下「教育長給与条例」という。）第2条及び第4条の規定にかかわらず、教育長給与条例第2条の規定並びに教育長給与条例第4条において準用する給与条例第10条、第11条及び第14条の規定による給料、管理職手当及び地域手当の額から当該給料及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

2 平成25年6月1日、同年12月1日、平成26年6月1日及び同年12月1日を基準日（教育長給与条例第4条において準用する給与条例第24条第1項及び第25条第1項に規定する基準日をいう。）とする教育長の期末手当及び勤勉手当の額については、教育長給与条例第4条の規定にかかわら

ず、同条において準用する給与条例第24条第2項及び第25条第2項の規定による期末手当及び勤勉手当の額から当該期末手当及び勤勉手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第5号

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

北九州市特別会計条例（昭和39年北九州市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「前条第5号及び第7号」を「前条第4号及び第5号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の北九州市特別会計条例第1条第5号に規定する国民宿舎特別会計の平成24年度予算に係る収入及び支出については、なお従前の例による。

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第6号

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例

北九州市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例（平成23年北九州市条例第4号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市市税事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第7号

北九州市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

北九州市市税事務所設置条例（平成20年北九州市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表北九州市西部市税事務所の項中

「

北九州市八幡西区筒井町15番1号
------------------

」を

「

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
--------------------

」に

改める。

付 則

この条例は、平成25年5月7日から施行する。

北九州市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第8号

北九州市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

北九州市福祉事務所設置条例（昭和38年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表の八幡西福祉事務所の項中

「北九州市八幡西区筒井町15番1号 を

「北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 に

改める。

付 則

この条例は、平成25年5月7日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

〃 西戸畑 〃	〃 〃 南鳥旗町3番17号
〃 初音 〃	〃 〃 初音町11番12号

を

〃 西戸畑 〃	〃 〃 南鳥旗町3番17号
---------	---------------

に

改め、同表の宿泊型自立訓練施設の項中

北九州市立きく通勤寮	北九州市小倉南区春ヶ丘10番11号
〃 とばた通勤寮	〃 戸畑区沖台二丁目4番8号

を

北九州市立きく通勤寮	北九州市小倉南区春ヶ丘10番11号
------------	-------------------

に

改め、同表の障害者生活支援施設の項中

〃 八幡東工芸舎	〃 八幡東区昭和二丁目2番7号
〃 八千代工芸舎	〃 八幡西区南八千代町7番21号
〃 とばた工芸舎	〃 戸畑区沖台二丁目4番8号

を

”	八幡東工	”	八幡東区昭
芸舎		和二丁目2番7号	

に

改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4の障害児入所施設の項中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」に、「障害者自立支援法第29条第3項」を「障害者総合支援法第29条第3項」に、「障害者自立支援法第5条第8項」を「障害者総合支援法第5条第8項」に改め、同表の児童発達支援センターの総合療育センターの項、宿泊型自立訓練施設の項、障害者福祉工場の項、障害者就労支援施設の項、障害者生活支援施設の項及び障害者地域活動センターの項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(北九州市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第2条 北九州市障害者自立支援法施行条例(平成18年北九州市条例第45号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年北九州市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第4条 北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例

北九州市保健所及び保健センター条例（昭和39年北九州市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法」に改める。

別表の北九州市八幡西保健センターの項中

「北九州市八幡西区筒井町15番1号」を

「北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号」に

改める。

付 則

この条例は、平成25年5月7日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第12号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の診療所の項中

「

” 夜間・休日急患センター	” ” 馬借一丁目7番 1号
------------------	-------------------

を

「

” 夜間・休日急患センター	” ” 馬借一丁目7番 1号
” 第2夜間・休日急患センター	” 八幡西区黒崎三丁目15 番3号

に

改める。

別表第2の診療所及び精神保健福祉センターの使用料の療養費及び医療費の項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）」に改め、同項ただし書中「診療報酬の算定方法」を「算定方法」に改める。

付 則

この条例は、平成25年5月7日から施行する。ただし、別表第2の診療所及び精神保健福祉センターの使用料の療養費及び医療費の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、北九州市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。この場合において、第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、前2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。